第六十三条第一項中「（同項ただし書に該当する場合にあっては、当該実施期間が終了する一月前まで）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該実施期間の終了の日から三月以内に、協定銀行が法第二十七条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る法第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより取得した信託受益権等の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合にあっては、この限りでない。

第六十四条第一項中「三月以内」の下に「（当該協同組織金融機関が当該実施期間内に法第三十四条第一項の規定による認可を受けようとするときは、当該実施期間が終了する一月前まで。次条第一項本文において同じ。）」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、当該実施期間の終了の日から三月以内に、協定銀行が法第二十七条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る法第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより取得した信託受益権等の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合にあっては、この限りでない。

第六十五条第一項中「（同項ただし書に該当する場合にあっては、当該実施期間が終了する一月前まで）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該実施期間の終了の日から三月以内に、協定銀行が法第二十七条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る法第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより取得した信託受益権等の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合にあっては、この限りでない。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。

（労働金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この命令の施行の日（以下「施行日」という。）前に終了した事業年度のうち最終のものに係る労働金庫及び労働金庫連合会の業務報告の記載又は記録については、なお従前の例による。

2　施行日以後に終了する事業年度のうち最初のものに係る労働金庫及び労働金庫連合会の業務報告に係る第一条の規定による改正後の労働金庫法施行規則第二十一条第二項の規定の適用については、同項中「運用状況」とあるのは、「運用状況（会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第九十一号）の施行の日以後のものに限る。）」とする。

（労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この命令の施行の際現に第三条の規定による改正前の労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令第三条第二項に規定する者に該当する者を監事に選任している労働金庫又は労働金庫連合会の監事については、この命令の施行後最初に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時までは、第三条の規定による改正後の労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令第三条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○内閣府・農林水産省令第五号

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第九十一号）の施行に伴い、並びに金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第百二十八号）第二条第六項第八号、第四条第一項、第十二条第一項（同法第十四条第十一項において準用する場合を含む。）並びに第二十二条第一項及び第三項（これらの規定を同法第二十四条第十一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十七年四月二十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正

農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令の一部を改正する命令

農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令（平成十六年内閣府・農林水産省令第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第二十四条第三項」を「第二十四条第四項」に、「第七十二条第四項」を「第七十二条第七項」に改める。

第三条第二項中「次の」の下に「各号の」を加え、同項各号を次のように改める。

一　農林中央金庫の監事のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

イ　農林中央金庫の会員である法人の役員又は使用人以外の者であること。

ロ　その就任の前五年間農林中央金庫の理事、経営管理委員若しくは職員又はその子会社（農林中央金庫法第二十四条第四項に規定する子会社をいう。）の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員。以下この項において同じ。）、執行役若しくは使用人でなかったこと。

ハ　農林中央金庫の理事、経営管理委員又は支配人その他の重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族以外の者であること。

二　農業協同組合連合会の監事のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

イ　当該農業協同組合連合会の会員である法人の役員又は使用人以外の者であること。

ロ　その就任の前五年間当該農業協同組合連合会の理事若しくは使用人又はその子会社（農業協同組合法第十一条の二第二項に規定する子会社をいう。）の取締役、会計参与、執行役若しくは使用人でなかったこと。

ハ　当該農業協同組合連合会の理事又は参事その他の重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族以外の者であること。

三　漁業協同組合連合会の監事のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

イ　当該漁業協同組合連合会の会員である法人の役員又は使用人以外の者であること。

ロ　その就任の前五年間当該漁業協同組合連合会の理事若しくは使用人又はその子会社（水産業協同組合法第九十二条第一項において準用する同法第十一条の六第二項に規定する子会社をいう。）の取締役、会計参与、執行役若しくは使用人でなかったこと。

ハ　当該漁業協同組合連合会の理事又は参事その他の重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族以外の者であること。

四　水産加工業協同組合連合会の監事のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

イ　当該水産加工業協同組合連合会の会員である法人の役員又は使用人以外の者であること。

ロ　その就任の前五年間当該水産加工業協同組合連合会の理事若しくは使用人又はその子会社（水産業協同組合法第百条第一項において準用する同法第十一条の六第二項に規定する子会社をいう。）の取締役、会計参与、執行役若しくは使用人でなかったこと。

ハ　当該水産加工業協同組合連合会の理事又は参事その他の重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族以外の者であること。

第十七条第一項中「三月以内」の下に「（当該農水産業協同組合が当該実施期間内に法第十四条第一項の規定による認可を受けようとするときは、当該実施期間が終了する一月前まで）」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、当該実施期間の終了の日から三月以内に、協定銀行が法第四条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る法第五条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った当該農水産業協同組合に係る取得株式等（法第十条第二項に規定する取得株式等をいう。以下この章において同じ。）又は取得貸付債権（法第十条第一項に規定する取得貸付債権をいう。以下この章において同じ。）の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合にあっては、この限りでない。